

建築物省エネ法について

熊本県建築課 小佐田 洋一

みんなで始める球磨川流域Co2削減住宅補助金説明会資料

建築物省エネ法の改正内容

令和3年度から**中規模の非住宅**が適合義務対象に、**小規模**も説明義務が必須

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)					
	現行制度			改正法	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	→	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模 (300㎡以上、2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	→	適合義務 【建築確認手続きに連動】	所管行政庁の審査手続きを合理化 ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	→	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務
		トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建築戸建			トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建築戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大規模非住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

建築物省エネ法の改正内容

住宅の省エネ基準は2つあります。

①外皮性能の基準

- ・外皮平均熱貫流率の基準 (U_A)



- ・冷房期の平均日射熱取得率の基準 (η_{AC})



建築物省エネ法の改正内容

外皮性能の基準は地域で数値が違います。

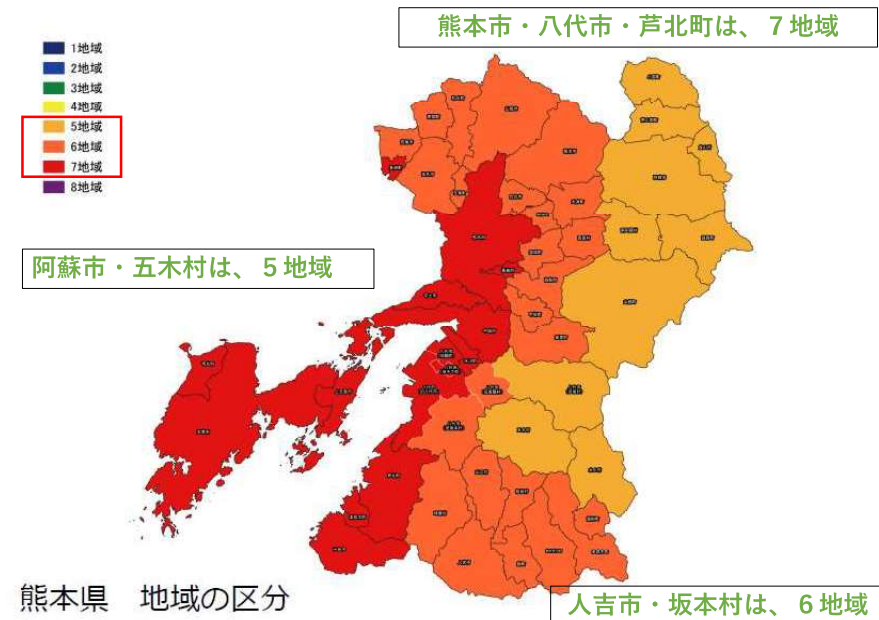
地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
冷房期の平均日射熱取得率	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7

熊本県内は5、6、7地域

阿蘇市・五木村は、5地域

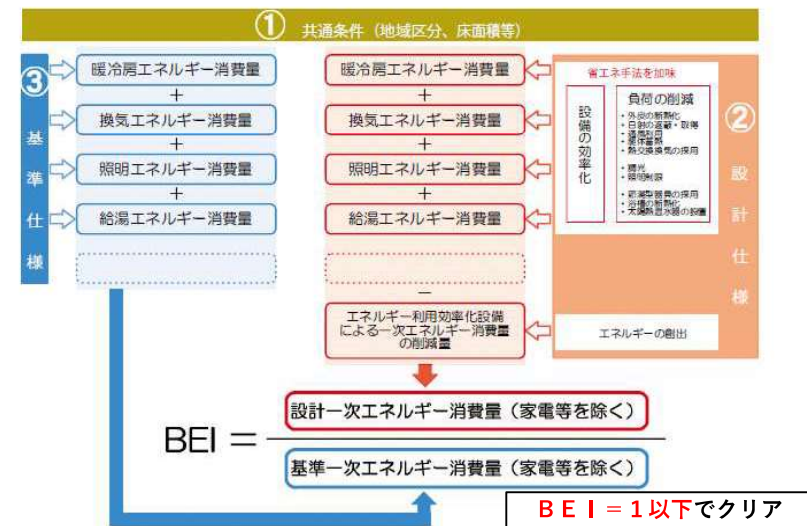
人吉市・坂本村は、6地域

熊本市・八代市・芦北町は、7地域



②一次エネルギー消費量の基準

設備エネルギー消費量と太陽光等による削減量で判定



【省エネ計算方法】

・省エネの計算方法は次の4つあります。

- ①標準計算ルート
- ②簡易計算ルート（外皮面積を計算しない方法）
- ③簡易計算ルート（モデル住宅法）
- ④仕様ルート

	1	2	3	4
外皮性能	標準計算ルート	簡易計算ルート（外皮面積を計算しない）	簡易計算ルート（モデル住宅法）	仕様ルート
一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量計算	簡易計算ルート（モデル住宅法）	簡易計算ルート（モデル住宅法）	仕様ルート

- ・標準計算ルートは計算時間がかかるが詳細な計算結果が出ます。
- ・簡易計算ルートは比較的簡易に計算が可能です。

（参考）各種制度と評価方法の関係

・作業手間や各種制度への対応度を考慮すると、簡易計算ルート（外皮面積を計算しない方法）がお勧め。

制度	標準計算ルート	簡易計算ルート（外皮面積を計算しない）	簡易計算ルート（モデル住宅法）	仕様ルート
適合義務制度	△	△	△	△
届出義務制度	○	○	○	○
説明義務制度（CO2削減補助はこれ）	○	○	○	○
低炭素建築物認定制度	○	○	×	×
グリーン住宅ポイント	○	○	○	×
作業難易度	標準	やや容易	容易	容易
評価の精度	高	中	低	—
評価の結果		数値	適否	

省エネ性能も数値で表示されるため
建築主へ説明しやすい

(参考) 外皮性能における計算方法の違いによる評価結果

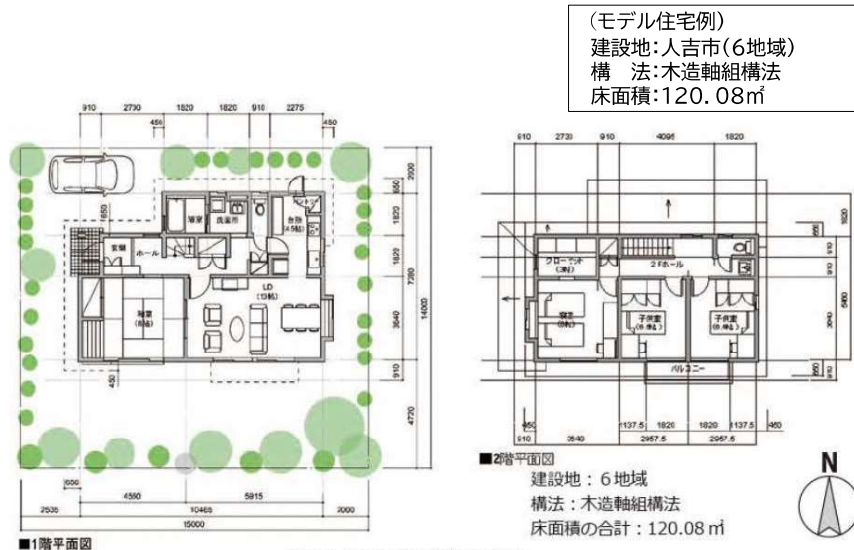


図 3.1.12 モデル住宅のプラン

(断熱仕様)

部位	断熱工法等	断熱仕様	厚さ (mm)
天井	充填断熱	グラスウール断熱材高性能品HG16-38	155
外壁	充填断熱	グラスウール断熱材高性能品HG16-38	90
床	充填断熱 (剛床工法)	押出法ポリスチレンフォーム3種ba	65
基礎・外気側	内側断熱	押出法ポリスチレンフォーム3種ba	50
基礎・床下型	内側断熱	押出法ポリスチレンフォーム3種ba	50
開口部	ドア	枠: 金属製 戸: ハニカムフラッシュ構造 (ガラス無) ポストなし	
	窓	金属製建具 2層複層LOW-Eガラス (A7mm以上11mm未満) 日射取得 付属品なし	

(評価結果)

	標準計算 ルート	簡易計算ルート		仕様ル ート	外皮性能基準 値 (6地域)
		外皮面積を計 算しない	モデル法		
評価結果	適合	適合	適合	適合	-
外皮平均熱貫流率	0.74	0.80	0.83	-	0.87
冷房期の平均日射熱取得率	2.1	2.8	2.8	-	2.8
暖房期の平均日射熱取得率	3.1	2.9	3.0	-	-

説明義務の様式イメージ ※CO2削減住宅補助金の添付図書です。

省エネ基準への適合性に関する説明書 (A4)

年 月 日

様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]
所在地:
建築物エネルギー消費性能基準への適合性:
☐ 適合 ☐ 不適合
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置:

[建築士に関する事項]
氏名:
資格: 建築士名 登録第 号

[建築士事務所に関する事項]
名称:
所在地:
区分 (一級、二級、木造): 建築士事務所名

※気候風土適応住宅 (くまもと型伝統構法) の様式は、県建築課HPを参照ください。

建築物省エネ法に関する情報提供・サポート窓口一覧

改正建築物省エネ法の解説や動画・チラシ等のご案内は、
・国土交通省の改正建築物省エネ法のページ

※マニュアル、QA、動画、チラシ、説明会のご案内、リンク集等の情報が集約されています。

国土交通省 改正建築物省エネ法

<https://www.mlit.go.jp/jutaku/kenkou/ahounehou.html>

省エネ性能の計算支援プログラムは、
・建築研究所の技術情報のページ

(建築研究所のホームページ)で計算できます。

※住宅・非住宅別、精度別に、様々なプログラムが用意されています。

建築研究所 技術情報

<https://www.kenken.go.jp/beco/index.html>

省エネ適合性判定・届出の窓口は、
・申請窓口の検索ページ

(住宅性能評価・表示協会のホームページ)で検索できます。

※対象の物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁・登録省エネ判定機関の連絡先が検索できます。

評価協会 省エネ適判窓口

<http://www.hyoukaikyokai.or.jp/shouene/teikikan/>

制度・省エネ基準に関するご質問は、
・省エネサポートセンター

《(一財)建築環境・省エネルギー機構》で受付けています。

●受付時間: 平日9:30~12:00/13:00~17:30
●メール: support-e@ibec.or.jp
●FAX: 03-3222-6010 ●TEL: 0120-682-177
●URL: http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html

※ ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。
※ 電話は混み合う場合がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。

設計・工事監理に関するご相談は、
・建築物省エネ アシストセンター

(設計・工事監理の相談窓口)

《(一社)日本設備設計事務所協会連合会》で受付けています。

●受付時間: 平日10:00~12:00、13:00~16:00
●メール: assist_center01@jafmes.or.jp
●FAX: 03-5278-3537 ●TEL: 03-5278-3535
●URL: <http://www.jafmes.or.jp/eco/feco02>

※ ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。
※ 電話は混み合う場合がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
※ 上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開。